

スマート農業機械等導入支援事業費補助金の配分基準について

スマート農業機械等導入支援事業交付等要綱第4条第2項の配分基準について、別表1のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

別表 1

メニュー	基準及びポイント
3年間の経営・受託面積の拡大	・3ヘクタール未満 1ポイント ・3～5ヘクタール未満 2ポイント ・5～10ヘクタール未満 3ポイント ・10ヘクタール以上 5ポイント
経営の高度化、GAPの認証	・法人化している 1ポイント ・GLOBALG. A. P. 又はAS I AGAPの認証を取得している 2ポイント ・JGAPの認証を取得している 1ポイント ※いずれか1つ
RTKサービスの利用状況	・利用している 2ポイント ・利用していない 0ポイント ・利用していないが、とやま型スマート農業推進コンソーシアムが主催、もしくは指定する研修会等に参加する 3ポイント
女性の経営参画	・女性農業者が代表者、役員がいる 2ポイント ・女性常時従事者がいる 1ポイント
農業機械士	・経営者や従業員等が、富山県農業機械士の認定を受けている 2ポイント
導入機械	・ロボット農機、自動操舵システム（RTKアップグレード含む） 3ポイント ・上記以外の農業用機械（ドローン等） 1ポイント

算出したポイントが同一の場合には、事業費が小さい事業実施予定者に優先して配分するものとする。